

一部事務組合下北医療センター議会第130回定例会会議録

議事日程

平成30年3月19日（月曜日）午後3時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 管理者運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第2号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第4号 平成29年度一部事務組合下北医療センター補正予算
- (5) 議案第5号 平成30年度一部事務組合下北医療センター予算
- (6) 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1 番	工 藤 祥 子	9 番	正 根 秋 雄
2 番	菊 池 広 志	10 番	岩 泉 盛 利
3 番	菊 池 光 弘	11 番	小 笠 原 清 春
4 番	岡 崎 健 吾	12 番	奥 島 貞 一
5 番	佐 賀 英 生	13 番	杉 山 太 巨
6 番	齊 藤 孝 昭	14 番	蛸 島 典 和
7 番	濱 田 栄 子	15 番	竹 内 典 和
8 番	佐々木 肇	16 番	宮 川 尚

欠席議員（なし）

出席説明員

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	むつ総合病院 院長	一 戸 義 則
代表副管理者	金 澤 満 春 夫	むつ総合病院 院長	伊 藤 恭 雄
副 管 理 者	越 善 靖 夫	国民健康保険 大問病院長	佐 藤 信 彦
副 管 理 者	富 岡 宏 視 人	国民健康保険 川内診療次長	徳 田 勝
代表監査委員	樋 口 秀 人 正 明	国民健康保険 協野診療所長	山 本 信 哉
むつ総合病院 院長	橋 爪 善 弘	国民健康保険 風間診療所長	岩 間 貴 志
事業本部事務局 長	飛 内 導 明	むつ総合病院 事務局長	柳 谷 孝 志
事業本部事務局 次長	木 村 善 弘	むつ総合病院 事務局長 兼 事務局長	石 橋 秀 治
兼 務 局 次 長	柳 谷 孝 志	むつ総合病院 事務局長 兼 事務局長	齊 藤 洋 一
兼 務 局 次 長	石 橋 秀 治	むつ総合病院 事務局長 兼 事務局長	
兼 務 局 次 長	齊 藤 洋 一	東通地区診療所 長	畑 中 能 文
		佐井地区診療所 長	中 村 昭 彦
		監事 査務 委員 局長	二本柳 茂
		監査 委員 局長	小 田 晃 廣

出席事務局職員

事業本 部 査	奥 島 敏 博	事業本 部 事	今 雅 行
事業本 部 査	高 田 耕 次	事業本 部 事	畑 中 拓 真

◎開会及び開議の宣告

午後 3時00分 開会・開議

○議長（斉藤孝昭） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第130回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（斉藤孝昭） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、8番佐々木肇議員及び12番奥島貞一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 管理者運営方針

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第3 管理者運営方針に入ります。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 一部事務組合下北医療センター議会第130回定例会の開会に当たり、平成30年度の組合運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位及び地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、私は、平成29年度を「医療改革元年」と位置付け、圏域の皆様に安心・安全な地域医療を安定的・継続的に提供するため、特に、むつ総合病院の「待ち時間対策」と「医師確保」に重点を置き取り組んでまいりました。

また、圏域における医療の在り方として、時代の変化に応じた医療機能の見直しに対応するため、当組合を構成する病院及び診療所の医療機能、病床数、経営・財務等に関する評価・検討を行い、今後目指すべき整備方針を定めるために医療機能等整備計画の策定を行うこととしておりまして、今年度中に業務委託事業者を選定し、平成30年度には計画完成を目指しております。

まず、待ち時間対策についてであります。むつ総合病院外来待合室にモニターを設置し、お呼び出し番号、ニュース、病院からのお知らせ等各种情報を提供し、患者の皆様待ち時間における負担軽減に努めております。

また、午前診療の混雑解消のため、福祉施設入所者等の午後診療予約を実施するなどの対応を講じておりますが、平成30年度におきましても引き続き取り組んでまいります。

次に、医師確保についてであります。これまで継続して医師派遣を要望しております弘前大学、青森県に加え、平成29年度は公益社団法人地域医療振興協会、東北大学、東北医科薬科大学及びがん研有明病院にも要望活動の枠を広げ、積極的な展開を図ったところであります。

平成30年度以降も引き続き要望活動を行い、医師確保につなげたいと考えております。

また、青森県から大間病院に派遣されている自

治医科大学卒の医師についてであります。平成30年4月から6人のうち2人の先生が交替となりますが、6人体制は引き続き維持してまいりますので、今までどおり安心な医療が受けられるものと思います。

次に、むつ総合病院の医師臨床研修についてであります。平成30年度の募集定員は9人とし、これまでより1人増としておりますが、最終的にフルマッチとなり、希望どおり9人の確保ができましたことを大変喜ばしく思っております。

これにより、平成30年度は1年次研修医9人、2年次研修医5人の合計14人の予定となります。

さて、平成30年度は、2年に1度の診療報酬改定の年度に当たります。今回の改定は、診療報酬本体が0.55%のプラス改定ということであります。その増加分はわずかであり、病院・診療所にとっては、依然として厳しい経営が続くものと予想されます。

なお、今回は、入院料についての改定があり、今までの7対1入院基本料と10対1入院基本料を再編・統合し、名称が「急性期一般入院基本料」に変更となり、7段階の入院料になります。

これは、従来の看護職員の配置人数を中心として評価をしていたものから、入院患者の重症度、医療・看護必要度を勘案した評価にシフトしていく形となっており、結果的には、医療費の抑制に向かっているようです。

また、今回の改定では、来年10月に予定されている消費税10%への引上げについて触れられておらず、診療報酬が非課税とされているため、医療機器や薬品、診療材料を購入する際に掛かる消費税を患者に転嫁できないことにより、消費税を納めるときに控除されない「控除対象外消費税」いわゆる「損税」がより多く生じることとなりますので、国には是非その解消をお願いしたいと思います。

次に、平成29年度から4年間の計画期間で策定いたしました新改革プランについてであります。地域医療構想を踏まえた役割の明確化に対する取り組みとして、むつ総合病院では、昨年11月から回復期機能強化のため、54床の地域包括ケア病棟を開設しております。

また、経営の効率化に対する取組として、むつ総合病院では、昨年4月に血液浄化センターが稼働し、透析ベッドが50床に拡大したこと、後発医薬品の数量シェアが80%を超え、薬品費が削減になったことにより、収益の向上につながっております。

今後も、新改革プランを着実に実施してまいります。

以上、平成30年度の組合運営に臨む所信の一端を申し述べましたが、今後も人口減に伴う患者数の減少、医師をはじめ、看護職員、医療技術職員の不足により、各病院・診療所を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されますが、下北地域の医療を守るため、そして、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位及び地域住民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（齊藤孝昭） これで管理者の運営方針を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由 説明

○議長（齊藤孝昭） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第5号まで並びに報告第1号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

(宮下宗一郎管理者登壇)

○管理者(宮下宗一郎) ただいま上程されました5議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員が2歳に達するまでの子について育児休業することができる場合を定めるためのものです。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特別理事でありますむつ総合病院長の期末手当の支給割合を改定するためのものです。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、昨年10月10日に出されました青森県人事委員会による県職員の給与等に関する勧告に鑑み、下北医療センター職員に適用される給料月額、初任給調整手当及び勤勉手当を改定するためのものです。

次に、議案第4号 平成29年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。むつ総合病院では、東西診療棟外壁防水改修工事の内容変更に伴い、総事業費の減額及び継続費の年割額と企業債の限度額を変更しておりますほか、大間病院では、決算見込みにより器械備品購入費の減額と企業債償還金の増額を行っております。

これにより、補正後の資本的収支の予定額は、収入が9億4,312万6,000円、支出が13億2,801万8,000円となります。

次に、議案第5号 平成30年度一部事務組合下

北医療センター予算についてご説明いたします。

まず、「業務の予定量」についてですが、病床数は、前年度と同じく650床としております。

患者数は、入院患者数で年間14万1,300人、外来患者数で年間31万2,271人を見込んでおります。これを前年度と比較いたしますと、入院患者数で年間1万1,580人、7.6%の減、外来患者数で年間4,638人、1.5%の増となっております。

主要な建設改良事業は、むつ総合病院では平成29年度からの継続事業であります東西診療棟外壁防水改修事業及び医療機器整備事業を、大畑診療所では冷温水機改修事業及び医療機器整備事業を、大間病院、むつりハビリテーション病院、川内診療所、佐井地区診療所及び風間浦診療所では医療機器整備事業を予定しております。

次に、「収益的収入及び支出」についてご説明いたしますと、収入は、本部収益8,848万9,000円、病院事業収益115億3,200万2,000円の合計116億2,049万1,000円、支出は、組合事務費である総係費8,848万9,000円、病院事業費用114億3,200万2,000円の合計115億2,049万1,000円を計上し、差引き1億円の純利益となる収支計画としております。

次に、「資本的収入及び支出」についてご説明いたしますと、さきに述べました主要な建設改良事業の外に、むつ総合病院においては手術室无影灯用無停電電源装置改修事業及びボイラー改修事業を予定しております。

これにより、収入で11億3,962万5,000円、支出で15億704万6,000円を計上し、収入額が支出額に対し不足する額3億6,742万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

なお、企業債については、むつ総合病院、大間病院、むつりハビリテーション病院、川内診療所及び大畑診療所が実施する事業に係る起債の目

的、限度額を定めております。

次に、報告第1号についてであります。本報告は、一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例でありまして、将来むつ総合病院に薬剤師として勤務を予定している学生を修学資金貸与の対象とするため改正したものであり、薬剤師の確保に早急に対応する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました5議案1報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斉藤孝昭） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時20分

○議長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 一般質問

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第5 一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員の登壇を求めます。1番工藤祥子議員。

（1番 工藤祥子議員登壇）

○1番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。通告に基づき一般質問を行います。

むつ下北の桜の開花が待たれる季節になりました。先日弘前大学の入試の前期合格発表の新聞記事を見ましたが、医学部医学科の県定着枠の合格者15人中、県内出身者数7人とありました。最終的な数字はわかりませんが、近い将来、ぜひむつ下北の地で頑張っていたきたいと思うばかりです。

昨年12月15日、日本共産党下北地区委員会として、青森県庁にさまざまな要望を持って各担当課と懇談してきました。医療の問題では、下北の医師不足の実態を訴えました。県の回答の要約を紹介しますと、「県は医師の総数をふやそうと取り組んでいる。県内の高校からの医学部合格は倍増した。平成29年の研修医も80名と過去3番目に多い。弘大の修学資金利用者114名のうち8名がむつ病院に勤務と、3から4番目に多い配置で、今後期待できる。定着は働きやすい環境づくりなど病院のある市町村で努力してもらうことが重要」と語っていました。高校生に幾らか明るさはあるが、厳しい状況はまだまだ続くという思いで帰ってきました。

また、今年の報道ですが、医師が都市部に集中する医師の偏在解消に向けて、厚労省は都道府県が医師確保の計画を策定する、また地域ごとの医師の過不足を指標化する等の対策をまとめました。そして、医師不足の地域に医師を派遣した医療機関への優遇措置、また医師不足地域で勤務した医師を認証する制度等も盛り込み、ことしの通常国会に医療法と医師法の改正案提出を目指しています。

これから取り組むという仮定での回答は、答えづらいと思いますが、第1の質問、医師不足の1つ目として、この改正案の下北への影響はどのように考えていますか。

2つ目として、懇談の中で医師の定着は働きやすい環境づくりなど、病院のある市町村で努力してもらうことが重要と県の担当者は話していましたが、むつ病院としてはどのような努力をしているのかをお聞きいたします。

また、昨年12月の県庁との懇談で、県の地域医療構想によると、むつ下北医療圏は平成37年まで171ベッドを減らすとしているが、強制しないでくださいとの私たちの要望に対し担当課の回答は、「積極的に進めているわけではない。下北は急性期ベッドが過剰で回復期ベッドが少ない。人口減少を見据え、材料を打診している。自主的な取り組みが基本」という内容でした。しかし、今日高齢化社会をにらみ、医療費抑制へのかじ取り強める、地域医療構想の加速化を進める、病床許可、病床の機能分化への知事の権限を強化する、入院から介護、在宅へが国の方針という記事が目立ち、さまざまな不安が広がっています。

ことは、医療サービスの値段でもある診療報酬改定と、介護サービスの値段でもある介護報酬改定と同時改定の年です。この改定と地域医療介護総合確保基金で医療から介護へ、在宅への流れを強化しようとしていることは明らかです。この流れで、安心の医療、介護、そして団塊の世代全員が75歳以上となるのは2025年ですが、この25年問題を解決できるのでしょうか。ほかの地域はともかく、この下北ではどうなるのでしょうか。

そこで、第2の質問、地域医療構想について次の4点について質問いたします。

1つ目、地域医療構想の必要病床数では、高度急性期病床は不足となっています。この目標達成の見直しはあるのか。

2つ目、診療報酬改定は、むつ下北医療圏にどのような影響があるのか、その対策はどのように考えているのか。

3つ目は、地域医療構想を踏まえて、新公立病

院対策ガイドラインが策定されましたが、その中で川内診療所の今後の方向として、在宅医療の役割を果たすため、病床規模、病床機能の見直しを行うとあるが、どのように考えているのか。

4つ目、大きな流れとして、医療機関の病床を減らして在宅医療、介護施設への流れを掲げているが、下北にその見直しはあるのかどうか。

以上で壇上からの質問を終わります。明瞭でわかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤孝昭） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、医師不足についてであります。医師不足については、下北医療センターにとっても、地域住民の命を守るためにも最大の課題であることを肝に銘じ、全力を傾けてさまざまな方面に働きかけております。昨年7月の青森県への重点要望説明会においては、県知事に対し、相当強く要請したところでありますし、もちろん弘前大学に対しても何度も足を運び要請をしております。

10月に行われました弘前大学医学部との懇談会におきましては、教授の方々に対してむつ総合病院の現状と題しプレゼンテーションを行いました。

人口10万人当たりの医師数や救命救急センターまでの距離と時間などの根拠を示しつつ、下北地域の医師不足の現状を説明するとともに、むつ総合病院においては命に直結する脳神経外科、心臓血管外科のほか、眼科などの常勤医師が不在の診療科が9科に上ること、病院運営上常勤医師が20名不足していること、その影響で待ち時間が深刻な状況にあることなどを訴えてまいりました。

11月には、さらなる連携先を模索するべく地域医療振興協会の理事長にも当地に来ていただいて

おります。

地域医療振興協会は、地域医療を支援することによって地域の振興を図ることを目的に設立された公益社団法人でありまして、主に全国のへき地医療に貢献している法人であります。下北地域においては東通村診療所及び白糠診療所の指定管理を受け運営に携わっております。理事長の目ですっきりと下北地域の医療の現状を確認していただいたところでございます。

12月には、東北医科薬科大学、東北大学にも足を運び、それぞれの大学の幹部の方々と直接お会いして連携の可能性を探るとともに、ことし2月には直接それぞれの大学から当地を訪れ、むつ総合病院を視察いただいております。

あわせて、東北大学医学部の伊藤理事には講師も務めていただき、市民公開講座を開催いたしました。

また、12月には県立中央病院の吉田管理者にもお会いさせていただきまして、さまざまなご助言をいただいております。

さらに、ことしに入り、今月の10日にはがん研有明病院の院長を務めておられます山口先生にもお越しいただきまして、むつ市健康づくり講演会を開催し、大盛況のうちに終えることができました。

一方、弘前大学医学部の教授を対象に、平成29年度からむつ総合病院主催公開講座等開催事業も始めております。これは、下北地域の医師の供給源のほとんどが弘前大学医学部であることを背景に、各診療科の教授の方々にじかに下北の医療の現場を見ていただくことが重要との認識のもと、従来の診療応援に加えて、市民公開講座の講師を務めていただき、下北に来る機会をふやしていこうというものであります。

昨年4月には、泌尿器科学講座の大山教授に来ていただき、血液浄化センターのオープン記念と

して市民公開講座を開催いたしました。

昨年10月には、がん患者ささえあいフォーラムにおいては、腫瘍内科学講座の佐藤教授が、12月には循環器腎臓内科学講座の富田教授にも講演いただきました。今年2月には、産科婦人科学講座の横山教授に来ていただき、主に医師向けの講義をしていただいております。今後とも可能性があるところにはどこにでもはせ参じ、心血を注いで医師確保のため奔走してまいりたいと考えております。

さらに、これまで医師不足を訴えてはきたものの、下北地域から医師を育ててはこなかったのではないかという強い反省から新たな取り組みも進めております。むつ市では、市内の高等学校から医学部へ進学した場合に返還義務がない修学資金を支給するむつ市大学医学部就学助成金制度を設けるとともに、平成30年度からは医学部などの難関大学に進学する生徒の増加を狙い、大手予備校などと連携した進学プログラムを本格的に実施することとしております。

こういった取り組みを間断なく進めることによって、将来必ずや成果があらわれてくると期待をしているところでございます。

なお、ご質問の詳細につきましては、担当局長からの答弁とさせていただきます。

○議長（齊藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） 議員ご質問の1点目、厚労省の偏在解消案で下北医療圏の医師配置への影響はどうかというお尋ねにつきまして、管理者答弁に補足いたします。

これは、昨年12月、厚生労働省社会保障審議会医療部会でおおむね了承されたと報道がなされたもので、今月の13日、国会に医療法及び医師法の一部を改正する法案が提出されております。医師が少ない地域における勤務経験を評価する制度の創設、都道府県における医師確保の実施体制の強

化、医師養成課程を通じた医師確保対策の充実及び地域の外来医療機能の偏在、不足等への対応などが盛り込まれることとされ、一部を除き平成31年4月1日の施行を目指しているとされております。

10万人当たりの医師数では、全国平均に比べて最低レベルの青森県の中で、さらに最低レベルである下北地域において医師の偏在は深刻であります。例えば管理者答弁にもありましたように、むつ総合病院においては、昨年4月から脳神経外科、8月からは皮膚科の常勤医が不在となった結果、常勤医が不在の診療科が9科に上り、合計で20名の常勤医師が不足している現状にあります。その意味で、本改正案の施行によって、下北医療圏の医師不足を解消する方向に向かうことを期待しているところではありますものの、現時点では国会での議論もされていない案件であり、下北医療圏にどのような影響があるか見定めるのは、時期尚早と考えます。

次に、医師不足についてのご質問の2点目、医師の定着についてどのような努力をしているのかについてお答えいたします。現在むつ総合病院に勤務する医師は、臨床研修医を除きますと41名となっております。勤務年数が10年以上の医師が13名、うち2名が20年以上の勤務となっており、10年以上勤務しております医師を定着していると考えますと、定着率は約32%となっております。

なお、医師の移動については、医師のほとんどが弘前大学医学部の教室に所属しており、特に若い医師につきましては、その教室の人事により数年で異動しているところでもあります。医師にとりましては、さまざまな病院でさまざまな症例を経験していくことが技術向上に必要と考えますことから、数年で異動することはやむを得ないことと理解しております。

しかしながら、少しでも長く当院に勤務してい

ただくための取り組みといたしましては、処遇改善に努めております。給与面では各種手当を充実し、多忙な医師の職務にふさわしい給与体系としております。また、生活環境の整備として、住宅は利便性の高い地区に十分な広さの医師住宅を設けております。加えて臨床研修医の宿舍は、平成26年3月、旧むつ市庁舎跡地に新たな臨床研修教育棟として建設、設備を充実し、これまでよりも広く快適な環境となっております。

このほか、医師の事務負担を軽減するための医師事務作業補助を強化するなど、病院一丸となって医師をサポートしております。

医師の確保につきましては、先ほど管理者が答弁いたしました各種取り組みのほか、臨床研修医の確保にも力を入れております。

当院の臨床研修医は、平成26年度から平成30年度まで、5年連続でマッチング数としては定員に達しております。これは、さきに当院で臨床研修を終えた医師の評判や、研修、見学で当院を訪れた医学生が当院での臨床研修教育に魅力を感じたことから当院を選んでいただいているものと理解しております。当院における臨床研修医としての経験が、将来再び当院に勤務していただけるきっかけになるものと考えております。

当院といたしましては、今後も弘前大学医学部をはじめ、青森県、むつ市等関係機関と協力し、医師の確保、定着について努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（齊藤孝昭） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（飛内導明） 次に、地域医療構想についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、高度急性期病床の目標達成の見通しについて及びご質問の3点目、川内診療所の病床規模等の方向性については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

平成28年3月、青森県は、地域医療構想を策定

し、将来のあるべき医療提供体制の方向性について、県内の各圏域が主体的に取り組みを進めるよう求めています。これを受け、当センターでも昨年3月に新改革プランを策定し、時代の変化に応じた医療機能の見直しに向けた各種の取り組みを盛り込んだところではありますが、その具体の運用を目的とした下北医療センター医療機能等整備計画を外部機関への委託により来年度中に策定することとしております。

この計画は、下北地域の入院及び外来患者数の推計等を行うとともに、下北医療センターを構成する各施設の診療体制や病床数、入院及び外来診療の課題などについて調査、分析を行い、現状の課題の明確化と改善に向けた立案を主たる目的にしているものであります。

議員ご質問の高度急性期病床の目標値や川内診療所の病床規模、病床機能等についても、医療機能等整備計画策定の過程で検討してまいることとしております。

次に、ご質問の2点目、診療報酬改正はどのような影響があるのか、その対策はどのように考えているのかについてお答えします。

まず、平成30年度の診療報酬改定は、1つ目として地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化、強化、連携の推進、2つ目として、新しいニーズにも対応でき、安心安全で納得できる質の高い医療の実現、充実、3つ目として、医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進、4つ目として、効率化、適正化を通じた制度の安定性、持続可能性の向上、以上の4つの視点に基づいた改定内容となっております。その中でも、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化、強化、連携の推進を重点課題と位置づけられ、医療機関と介護等の他職種連携の取り組み、かかりつけ医等の評価、入院医療の評価及び在宅医療、訪問看護の確保などに重点を置かれていることから、地域医療構想

を見据えた改定内容であると思われま

す。さて、診療報酬改正はどのような影響があるのかのご質問ですが、平成30年度の診療報酬の改定は、診療報酬本体とプラス0.55%となっておりますが、この数値は数多くある診療報酬算定項目の平均であり、中には廃止や減となる項目もあります。そのため、むつ総合病院においても改定時には多くの施設基準の変更届け出が必要となります。現在変更届け出の作業を進めている段階ではありますが、具体的な算定項目の施設基準の公表が遅いこともあり、現時点での影響を算出するのは難しい状況にありますので、今後実績等により評価されるものと考えております。

次に、その対策はどのように考えているのかのご質問であります。診療報酬は項目ごとに基準が設定されており、医療機関ごとに設備や人的配置等の体制が基準を満たしていなければ算定をすることができません。このことから、常日ごろの収益確保のために体制を整えながら、各種加算等の取得に向けた取り組みを行っている状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、在宅医療、介護施設への流れを掲げているが、見通しはあるのかについてお答えします。

まず、訪問診療の現状についてご説明いたします。むつ総合病院では、医師1人が月1回行っていきまして、対象者は5人、川内診療所は医師1人が週1回行っていきまして、対象者は14人、脇野沢診療所では医師1人が週4回行っていきまして、対象者は17人、大畑診療所では医師2人が月1回ずつ行っていきまして、対象者は8人となっております。大間病院では、医師6人が交代で月9回行っていきまして、対象者は32人となっております。このように、現状では医師が不足しているため、訪問診療の回数または対象者をふやすことについては、難しい状況となっております。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（斉藤孝昭） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） それでは、再質問させていただきます。

厚労省の偏在解消案についてということでは、医師不足については、さまざま今管理者のほうから県知事を訪問したり、弘大に訪問したり、さまざま要請しているということはわかりました。また、下北から医師を育てるということで、給付型の奨学金もつくったということも私たち知っています。しかし、いろいろな頑張りの中で、なかなか医師がふえないということについて、私はもう一つの観点として、厚労省が偏在解消ということで狭めているということもあるのではないかと考えています。

というのは、OECD加盟国の人口1,000人当たりの医師数を見ると、世界平均2.8人、日本は2.3人、30カ国のうちで下から4番目なのです。医師は働く地域、そしてさまざまな診療科を選択することができます。強制は、することはできません。それなのに、このような医師不足がまだまだ全国に広がっているというのは、ただの偏在だけではないという考え方も含めて、この間確かに医師の医学部の定員はふえていますけれども、もっともっと医学部の定員をふやして医師をふやす、そういうことも含めての偏在解消案にするべきではないかなという、このような考え方も提起しながら、さまざまな努力をしていただきたいなということを私から要望いたします。頑張っているのは、本当にわかっています。

それから、2つ目の医師の定着についてですけども、最近の報道によりますと、若い医師は地方を希望する医師もふえているという報道も確かに聞きますけれども、今この地方の医師不足の中で、本当に医師の勤務の時間が長い、過労とかそのような問題も報道されています。そういう中で、地方に行きたいのだけれども、本当に医師の勤務時間が長い、そういうふうなことでなかなか踏み込めない。これは、医師不足と連動していることなので、すぐには解決できないと思いますけれども、全国医師のユニオンなどの調査を見ると、医師の悩みがいろんな問題で出ていますが、一番の要望は、やはり医師数の増員をしてほしいというのが医師のアンケートの調査の結果で一番多かったのだそうです。やはりこのような状況も含めて、医師の増員を含めながら、偏在対策も何とか解決するという方向で提案していただきたいなと思っています。

それから、もう一つ、提案だけで本当に質問がないというのが私の弱点ですけども、若い人たちは働き方もそうですけれども、自分の医療の技術を高めたいという、そういう要求を持っていると思います。むつ病院の中で、下北医療センターの中で、そのことはしっかりと保障しているのでしょうか。1つ確認したいと思います。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） ちょっと意味がよくわからないのですが、少なくとも研修医という中でいけば、フルマッチということで9人募集して9人来ていただけるということです。したがって、若い医師の方が、ここで学びたいというような意欲がある方がここを選んでくれている状況であると私は理解しております。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） はい、わかりました。

ある新聞記事の中では、むつ総合病院は少数の

医師が多くの患者を懸命に支えている姿が浮かぶ、この常勤医師57人に対して1日当たりの外来患者は約1,100人ということで、県内でも非常に多い、そういう中で必死に少数の医師が多くの患者を懸命に支えているという姿が今新聞報道されていますけれども、むつ病院の勤務状況、私たちも医師が一生懸命働いているという姿を見て、本当に心苦しい状況もありますけれども、患者さんの願いと医師のそういう姿を見て、本当に矛盾を感じながらも、私としては発言しなければならない、このような思いですが、働き方についてはどのようにお考えでしょうか。それこそ働く上限ということについての懇談なんかは、お医者さんと話し合いましたことがあるのでしょうか。

○議長（齊藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） ちょっと全体の論点をもう少し整理していただきたいのですが、そもそも医師不足という論点があって、本来20人足りない状況で今患者さんを診ています。ですから、これ各医師が多忙をきわめているという状況はそのとおりでありまして、それについて、これにどうやって対応すべきかということについては、これは医師をふやすしかないわけです。ふやす段取りについても、そのような形でさまざまやっていますけれども、なかなか成果が出ないというようなお話をさせていただいて、一方で、来た患者さんを断るわけにはいきませんので、そういう中で仕事をしているということでご理解いただきたいというふうなことを私どもとしては説明させていただいているところでございます。

○議長（齊藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） わかりました。本当にお医者さんの働き方を見ていけば、私自身も心苦しいのですが、患者さんの思いを考えると、またそれも心苦しいということで、本当に医師をふやすしかないのかなという、それはわかるのですけれども、

厚労省への偏在解消案だけではなく、もっと医師をふやしてほしいということも含めて、下北からの要望を上げていただきたいと思います。

次に、第2の質問ですけれども、地域医療構想について、高度急性期病床の目標の見通しということについてですけれども、これはすぐにはなかなか解消されない。下北では、今6名の病床しかないのだけれども、あるべき目標の姿としては、39必要だというふうな、このような計画が出ています。だから、減らすことに対してはさまざまな動きがありますけれども、それではこの高度急性期の病床をふやすということに対して、どうも県は力を入れていないのではないかと、そのような気がいたします。このことについて、どう思いますか。

○議長（齊藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） それは、県議会の同僚の同党の議員でご確認していただきたいというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、県がどう考えるということは県に聞いていただきたいと。

我々としては、医療機能等整備計画ということ策定していくということでありますので、その策定過程の中で、この目標値ですとか病床の規模について考えていきたいと、このように考えております。

○議長（齊藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 確かにここで話ししても、がちが明きませんけれども、無理難題を押しつけながら、下北では完結型の医療ができていないという、こういうふうな現実をしっかりと私たちも認識して、そして県のほうに、国のほうにもっともっと声を上げていくべきだと思っています。

診療報酬改定についてですけれども、今の段階では、まだはっきりしたことがわからないという、そういう状況ですけれども、それでは県のほうで

は急性期の病床が多くて、回復期の病床が少ないということで、このような医療計画、地域医療計画をつくっているのですけれども、むつ病院のほうで包括ケア病棟を開設しました。54床ですね。これは、回復期に入ると思うのですが、そうすると今のむつ病院に限ってですが、むつ病院の病床の現在の機能の病床数はわかりますでしょうか。

それから、下北医療圏の中でのこの病床の状況はわかりますでしょうか。包括ケア病棟ができることによって、急性期の病床が減って回復期がふえたと思うのですが、むつ病のほうではどのような変化があったのでしょうか。

- 議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。
- むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） 済みません、数の何百何十何までは記憶にないのですけれども、ちょっと調べてみないとわかりませんが、今工藤議員がおっしゃるとおり、一般病床を54ではない……少し急性期の病床はその五十何ぼ減らして、回復期と言われている地域包括ケア病棟を開設したということは事実です。その分急性期のほうが減って、回復期のほうがふえているということです。

以上です。

- 議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員に申し上げます。
申し合わせの時間が近づいておりますので、まとめて発言をお願いします。1番工藤祥子議員。
- 1番（工藤祥子） それでは、在宅医療、介護施設への流れは見通しはあるのかということですが、改革プランでは、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所、東通地区診療所について、地域における効果的な在宅医療の提供を目指しますということを書いています。先ほどの報告では、それでも幾らかの在宅医療がなされていますけれども、ニーズに対して今どのくらいの在宅医療がなされていて、そして将来どのくらいふえて、どのくらい在宅医療をふやす、そういうふうな計画が

あるのかどうかお知らせください。

- 議長（斉藤孝昭） 管理者。
- 管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。
在宅医療に関しては、これも根底には医師不足の問題がありまして、そもそもむつ総合病院で20名医師が足りないという状況の中で、在宅というところにまでなかなか派遣できる状況にございません。ですから、これは医師の確保、こういったことがしっかりと行われた後で議論されるべき事項だと私は認識しておりますので、その点もご理解を賜りたいと存じます。

- 議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。
- 1番（工藤祥子） この在宅医療への流れということでも、下北医療圏は医師の不足ということでもなかなか見通しが立たないということもわかりません。ほかの医療圏なんかでは、回復期の病床は民間の病院がほとんど担っているというふうなことを聞いています。しかし、むつの状況を見ますと、旧むつの民間の医療機関を見ても、ベッドがある医療機関は、たしか私の頭の中では2つだけなのです。だから、回復期のベッドが減っていくということは、本当に危機的なことだと思っています。

そして、もうむつ下北ではなかなかこれ以上民間の医療機関の中でベッドはふえないだろう、ベッドが減っていったのは、民間病院がベッドを持てば赤字になるという、そういう今の診療報酬の中で本当にベッドが減って、むつ下北の中では公立病院が命を守る一つの拠点になっている、そういう位置づけにあると思うのです。そういうことで、私は地域医療計画の中で、ただベッドを減らすという、そういう方向についてはしっかりと実情を見て対応してほしいということを本当に要望したいと思います。

下北の中での公立の病院、診療所の経営が苦しくとも、役割をこれからももっともっと果たしていかなければいけない、こういう下北の実情をし

っかりと踏まえて訴えていただきたいということを、本当に私強く思いますが、どうでしょうか。一言でも回答をお願いします。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） いずれにいたしましても、医師不足ということが全ての原因というか、問題の根底にあるということです。先ほども申し上げましたとおり、弘前大学にお願いすることはもちろんのこと、地域医療振興協会、東北大学、東北薬科大学、がん研有明病院等、これまでもさまざまな連携先を模索しています。

ただ、これもなかなか今のところ成果が出ないということでありまして、圧倒的に足りない状況ですので、これを長期で解決するための医学部進学・特進コース、あるいは奨学金制度もつくりました。それでもまだ足りないということでありまして。これは、私管理者としてさまざまの今動きをさせていただいています。ただ、これも限界があるのです。もちろん院長先生にも動いてもらっていますが。ぜひ工藤祥子議員も、共産党のネットワークを使って、一人でも医師を連れてくる、こういう運動をみずからの責任においてやっていただきたいと、このことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員、時間になります。

○1番（工藤祥子） これは、私たちに振られてもなかなか大変で、やはりトップである管理者、本当にこの方をお願いしたいと思っております。

ともかく地域医療構想についても、全国的なベッドを減らして在宅へ、そして介護施設へというこの流れでは、この下北では命は守れないということは、もうはっきりしていると思うのです。その中で自治体病院、自治体診療所の果たす役割、そのことを本当に上のほうに要望していただきたいということを強く申し上げて終わりたいと思

ます。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（斉藤孝昭） まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第2号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第3号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第4号 平成29年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第4号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第5号 平成30年度一部事務組合下北医療センター予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第5号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長(斉藤孝昭) 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で報告第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(斉藤孝昭) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第130回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時07分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 齊 藤 孝 昭

一部事務組合下北医療センター議会議員 佐 々 木 肇

一部事務組合下北医療センター議会議員 奥 島 貞 一